において準用する法第三十二条各号に該当しないことを証する書類及び第一条第一項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

２　第一条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十二条において準用する法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

３　［略］

（廃止の届出）

第六条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十二条において準用する法第三十四条の規定による届出をするときは、あらかじめ様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第39条第１項の規定に基づき、認定を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第42条において準用する法第32条各号に掲げる要件に適合しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第１

［略］

様式第１

［略］

において準用する法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び第一条第一項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

２　第一条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十条第一項」とあるのは、「第四十三条において準用する法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

３　［略］

（廃止の届出）

第六条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十三条において準用する法第三十五条の規定による届出をするときは、あらかじめ様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第40条第１項の規定に基づき、認定を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第43条において準用する法第33条各号に掲げる要件に適合しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第１

［略］

様式第１

［略］

様式第１

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第42条において準用する法第32条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法第39条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第３

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第42条において準用する法第33条第１項の規定に基づき、認定の更新を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第42条において準用する法第33条第２項において準用する法第32条各号に掲げる要件に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第３

［略］

様式第３

［略］

様式第３

［略］

様式第１

［略］

様式第１

［略］

様式第１

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第43条において準用する法第33条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法第40条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第３

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第43条において準用する法第34条第１項の規定に基づき、認定の更新を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第43条において準用する法第34条第２項において準用する法第33条各号に掲げる要件に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第３

［略］

様式第３

［略］

様式第３

［略］